⑷　入札書及び証明書等の提出方法、受領期限
　入札書及び証明書等は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式により入札書及び証明書等を提出する場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。
　電子入札システム及び紙入札方式による証明書等の受領期限　平成25年５月16日（木）16時
　電子入札システム及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成25年６月６日（木）16時
⑸　開札の場所および日時
　１）場所　四国地方整備局入札室
　２）日時　平成25年６月７日（金）10時00分
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
　１）電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに証明書等を上記３⑶に示すＵＲＬに提出しなければならない。
　２）紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
　なお、１）、２）いずれの場合も、開札日の前日までの間において証明書等の内容に関して支出負担行為担当官からの照会があった場合は、説明しなければならない。
⑷　落札対象　証明書等を基に、支出負担行為担当官において技術審査を行い、競争参加資格が確認された入札書のみを落札対象とする。
⑸　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
⑹　契約書の作成の要否　要
⑺　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。会計法第29条の６の規定に基づく、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、総合評価の性能等のうち必須とされた項目を全て満たした者であって、各評価項目の得点合計を入札価格で除して得た数値の最も高い者を落札者とする。
　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
　入札執行回数は原則として２回までとする。
　当該入札の執行において再度入札をしても落札者がないときは予算決算及び会計令第99条の２の規程による随意契約を適用しない。
⑻　手続きにおける交渉の有無　無。
⑼　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masahiko Kawasaki Director-General of Shikoku Regional Development Bureau
⑵　Classification of the services to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the services to be leased : Personal computer (including maintenance) 1 set
⑷　Lease period : From 1 October, 2013 through 30 September, 2017
⑸　Lease place : as in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
　１）not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
　２）have Grade A on “provision of services” in Shikoku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal year of 2013, 2014 and 2015.
　３）not be under suspension of nomination by Director-General of Shikoku Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening.
　４）have proven to have actually performed the service concerned or the service with performance similar to that of the service concerned.
　５）have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned.
　６）have been supplied selected person of business responsibility who satisfy factor be regulated specifications.
　７）should suppliers require a third party to rent the products requested through this notice, they shall prove to have the ability to rent the products concerned themselves and a third party. in this case suppliers must perform it about the maintenance.
　８）acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system. https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑺　Time-limit for submission of certificate : 16 : 00　16 May, 2013
⑻　Time-limit for tender : 16 : 00　6 June, 2013
⑼　Contact point for the notice : Tadanobu Kamimura Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―33 Sunport, Takamatsu-shi Kagawa-Ken 760―8554 Japan. TEL 087―851―8061 ex. 2536

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年４月15日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　川﨑　正彦
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
１　調達内容
⑴　品目分類番号　15、28
⑵　購入等件名及び数量　平成25年度四国管内衛星通信装置製造　一式（電子入札対象案件）
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成26年１月31日
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定は、総合評価の方法をもって行うので、
　①　総合評価のための性能、機能、技術等に関する書類を証明書等の受領期限までに提出しなければならない。
　②　本案件は、証明書等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
　③　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ等級に格付けされた、四国地域の競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、競争参加資格に関する公示（平成25年１月７日付）に基づく再申請の手続きを行った者を含む。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（上記⑵の手続きを行った者を除く）でないこと。
⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　平成15年度以降に同種又は類似物品に係る製造実績又は納入実績があることを証明した者であること。